

論文

文部省外国留学生・夏目金之助考 —文部省の義務規定への対応と 東京帝国大学への奉職を中心に—

平 田 諭 治

はじめに

「倫敦に住み暮らしたる二年は尤も不愉快の二年なり。余は英国紳士の間にあつて狼群に伍する一匹のむく犬の如く、あはれなる生活を営みたり。倫敦の人口は五百万と聞く。五百万粒の油のなかに、一滴の水となつて辛うじて露命を繋げるは余が当時の状態なりといふ事を断言して憚からず」——1907（明治40）年刊行の『文学論』の「序」に記された、この孤立感あふれる述懐に惹かれるように¹、夏目金之助（漱石、1867-1916）のイギリス留学は長年にわたって注目が集まり、近年にいたるまでさまざまな角度から数多くの研究が積み上げられてきた。それはひと言でいうなら、この留学経験が「神経衰弱と狂気」とともに重大な影響と転機をもたらし、文豪・漱石を誕生させる土台ないしは条件になったとみられてきたからである。

夏目がイギリスに留学したのは、第五高等学校教授だった満33歳のときであり、1900（明治33）年度の文部省外国留学生としてである。「英語」研究のための2年間の留学だが、「自己の意思」ではなく「官命なるが故」であり、「個人の意志よりもより大なる意志に支配せられて」歳月を送ったという。1903（明治36）年に帰国したかれは、五高教授を辞め、第一高等学校と東京帝国大学文科大学の講師となる。帰国後もまた「不愉快の三年有半」を過ごすや、授業のかたわら小説『吾輩は猫である』などを連載・発表し、一躍にして人気と名声を博した。そして1907年、教職をなげうって朝日新聞社に入社し、専業作家へと転身するや、旺盛な創作活動とともに豊饒な文学作品を生み出していく。

本稿ではこの夏目の留学について、それを枠づけた文部省外国留学生制度とかれに課された義務規定に着目し、東京帝国大学の人事動向などを検証しながら、その経験の位相を再考する。「官命」によって留学した夏目は、各種の義務をめぐってどのように対応し、その国家的な統制・管理をいかに経験したのか。文部省の留学政策・制度の展開と東京帝大の人事の動きなどを踏まえつつ、あらためて漱石留学をとらえなおすのがその目的である。

夏目の留学は詳細かつ多面的に明らかにされてきたにもかかわらず、従来はその留学をめぐる制度・法令上の基本的な事実すら押さえられていない²。かれの留学が1892（明治25）年11月に勅令第102号をもって公布され、その後部分的に改正された「文部省外国

留学生規程」(規程と略)に基づくことは、これまでほとんど看過されてきた。この規程は留学中の1901(明治34)年3月に全面的に改正されるが(新規程)、基本的な考え方は継承・踏襲して留学生に対する統制・管理を強化した。その規程のもとに1893(明治26)年2月に通牒として「文部省外国留学生心得」(心得と略)、新規程のもとに1901年4月に省令として「文部省外国留学生規程細則」(細則と略)が制定され、夏目がさまざまな義務事項を遵守・履行しなければならなかったこともまた、これまで閑却されてきたとってよい。

漱石研究では唯一、村田由美がそれまでいわれてきた「文部省第一回給費留学生」の問題点を指摘し、留学の制度・法令に目配りしながら、五高関係資料を検証・紹介している。しかしながら、その制度・法令の踏まえ方は不十分かつ不正確なもので、(新)規程の詳細や心得の存在にふれていないなど、事実関係の部分的・断片的な指摘にとどまっている³。留学史研究の方では、辻直人がその政策・制度的な展開に言及し、文部省留学生の派遣の動向と実態を分析している。だが辻の研究は、各種の規定に照明を当てて検討しているわけではないし、夏目のような人物に焦点づけて考察しているわけでもない⁴。

筆者は「近代日本の文部省留学生・再考——留学生の義務規定とかれらの日記に着目して」(日本教育学会編『教育学研究』第89巻第2号、2022年、以下、拙稿)において、文部省の留学政策・制度の展開を確認し、留学生に課された義務規定を解明しながら、夏目の留学日記のエクリチュールをめぐる規範と逸脱について論じた。しかし夏目についてはその事例として扱ったにすぎないため、本稿ではこれまでの漱石留学研究を踏まえながら、かれの義務事項への対応と東京帝大への奉職を中心に据えて検討・考察する。かれが作成・提出した各種の書類を読み解くが、本稿でもそのエクリチュール、すなわち書かれた結果・内容だけでなく、書き方や書くという行為にも目配りしたい⁵。

なお国立公文書館所蔵資料については、同館のデジタルアーカイブを利用・参照し、資料の引用に際しては、原則として旧字を通行の字体に改め、必要に応じた補足を〔 〕で示すことを断っておく。

1 文部省外国留学生規程と夏目の留学の位置

拙稿で明らかにしたように、1892年に文部省外国留学生規程が制定されたのは、近代国家を形づくる内閣制度と帝国憲法体制がスタートし、太政官制下の法制が改廃・再編されたことによる。それは1882年に制定された「官費海外留学生規則」とその後の改正を継承・踏襲したものであり、大学など高等教育の担い手をそれまで依存していた外国人教師から日本人教師へと切り替えていくのが眼目だった。日本人教師の養成・供給ルートとしての留学は、アカデミック・プロフェッションの要件となり、高等教育体制の自国化を方向づけた。1893年には帝国大学に講座制が導入され、教官の専門分野と教育・研究の責任体制が明確化される。そして日清戦争後に産業革命と資本主義経済が進展し、大学な

どの高等教育機関が増設・拡充されると、留学生の必要性は一段と大きくなっていく。夏目の留学は、こうした明治国家の政策的な流れに位置するものであった。

1892年の規程は、全6条と附則からなる簡略なものである。留学に関する基本事項を条文化し、対象者（第1条）、人員（第2条）、任務（第3条）、費用（第4条）、処遇（第5条）、奉職義務（第6条）を定めた。その後1896年から1899年まで毎年にもわたって一部改正されたが、主として高等教育機関の拡大に伴う人員、費用と処遇にかかわる内容である。1900年3月には文部省官制が改正され、「海外留学生及教員ノ海外派遣ニ関スル事項」を大臣官房から専門学務局の管掌に移した。これにより高等教育を所掌する専門学務局が、それと一体的に留学の施策・行政を担うことになった⁶。そして1901年に規程を全部改正して規制を強化した、全7条よりなる新規程が制定される。規程のもとで1900年6月に留学を命じられた夏目は、留学開始から5か月後に新規定が適用されている。以下、各条文を紹介しながら、かれの留学の制度的な位置づけを確認したい⁷。

文部省外国留学生は第1条において、「文部大臣ニ於テ特ニ須要ノ學術技芸ヲ研究セシメンカ為ニ文部省直轄学校卒業ノ者又ハ文部省直轄学校教官ノ中ヨリ選抜差遣スルモノトス」と定められていた。1893年に帝国大学文科大学英文学科を卒業し、五高の教授を務めていた夏目が、この「選抜」の対象に当てはまることはいうまでもない。留学生の人員数は第2条で、当初は「同時ニ二十二人ヲ超エサルモノ」とされていたが、その後2度の改正による増員をへて、1899年にはこの条文自体が削除される。つまり夏目は、人数制限が撤廃されたなかで留学生に選ばれている。

第3条では、留学生の「専修スヘキ学科留学スヘキ邦国及留学年限等」は、文部大臣が「指定」として定めている。これは1901年の新規程でも基本的に変わらない。専門学務局がまとめた『文部省外国留学生表』によれば、夏目の「留学国」は「英」、「研究学科」は「英語」、「留学期間」は「満二ヶ年」、「留学地到着」は「明治三十三年十月二十八日」、「留学満期」は「明治三十五年十月二十八日」である。「会計年度別人員表」によると、1900年度の「派遣人員」は40名だが、高等学校からの留学は夏目と藤代の2名で、どちらも外国語関係だった⁸。夏目は文部省が派遣した最初の留学生でも、高等学校からはじめての留学生でもないが、高等学校からの外国語関係となると前例はない⁹。藤代は後年、「明治卅三年に今の東大文科学長〔上田万年〕が専門学務局長をして居られる時、始めて高等学校教授を外国に留学せしむる一新例を開かれた。其時〔夏目〕君と僕とが外国語研究の爲め派遣せられる事になつた」と回想しているが¹⁰、これまでの事実誤認はこの記述が検証されることなく、のちの漱石の伝記や研究に反映されたためとみられる。

第4条では、「学資金ハ一箇年英貨百八拾磅以内トシ旅費ハ外国旅費規則ニ依リ其最下額ヲ支給ス」と定めていたが、これもその後の改正で1898年に「学資金ハ一箇年金千八百円以内」、1899年に「旅費ハ外国旅費規則ニ依リ判任官ニ準シ之ヲ支給ス」と改められた。「学資金」については、日清戦争での勝利で獲得した巨額の賠償金により、1897

年に金本位制を基本とした貨幣法が公布・施行され、「自今本邦貨幣ヲ以テ支給スルコト」にしたこと、従来の「給額」は「不充分」で「修学上實際支障少ナカラサレハ相当ノ増額ヲ必要ト認メ」たというのが、改正の理由である¹¹。これにより、最高年額で1500円位になる180ポンドは、300円ほど増加した1800円の支給となった¹²。「旅費」についても、従来は「雇員ノ額」であったが、それでは「實際少額ニシテ支障アル」ために、「判任官ノ額ヲ支給スルノ必要アリ」というのが、改正の理由だった¹³。この規定は1901年の新規程にも引き継がれている。これまでの漱石伝で「留学費」といわれるのは、この年額1800円、月額にして150円の学資金を指す¹⁴。それは規程上は当初より増額された金額だったが、夏目が留学生活でその少なさを再三嘆いていたことはよく知られている。

第5条は、「文部省直轄学校教官ニシテ外国留学ヲ命シタル者ハ本邦発程ノ日ヨリ帰朝ノ日マテ本官ノ俸給ヲ支給セス」と定めていたのが、1898年に「当該各学校教官定員ノ外ニ置キ本官ノ俸給ヲ支給セス」と改められ、1901年の新規程に引き継がれている。この改正は、在職のまま留学すれば教官定員中にあるため、「本人留学中他人ヲ以テ其欠ヲ補ハントスルニ当リ之ヲ教授等本官ニ任用シ得サルコトアリテ差支少ナカラサル」というのが、理由だった¹⁵。留学中の夏目は、五高教授を免じられたわけではなく、その教官定員外に置かれたことになる。

「時宜ニ由リ特ニ俸給ノ三分ノ一以内ヲ支給スルコトヲ得」という但し書きが付してあるが、これは夏目の留学に適用されたものとみられる。五高の「職員履歴」の記録によれば、夏目は「英国留学中英語授業法ノ取調ヲ囑託」され、文部省から「外国留学中年俸金三百円支給」された¹⁶。夏目は「英語」研究に加え、「英語授業法ノ取調」の任務を帯びて留学したわけだが、この支給額は、当時の年俸1200円（高等官六等七級）の4分の1に当たり¹⁷、妻の鏡子が「随分苦しい思ひ」をしたと振り返る、「年収三百円」の「休職給」を指すと考えられる¹⁸。実際には「休職給」の規定は存在せず、夏目が便宜的にそう説明したのかもしれないが、この点もこれまで指摘されてこなかった事実である。

第6条は、留学生が「帰朝ノ日ヨリ其留学年数ノ二倍ニ当ル期限間ハ文部大臣ノ指定スル職務ヲ辞スルコトヲ得ス」と定めており、この規定も表現を変えながら1901年の新規程に引き継がれている。夏目の場合、「満ニケ年」の2倍の4年間、「文部大臣ノ指定スル職務」への奉職義務が生じた¹⁹。みのがせないのは、新規程では罰則規定が新設されたことである。すなわち第7条として、留学中に「文部大臣ノ命令ニ違背シ又ハ不都合ノ行為アリタルトキハ文部大臣ハ其ノ支給シタル学資及旅費ヲ償還セシム」とし、留学後の奉職義務を「尽ササルトキ」も「同シ」であった。夏目が東京帝大と一高を辞職して朝日新聞社に入社したのは、その服務期間が明けた直後である。

以上のように、夏目の留学は文部省の規程とその改正のもとに実施されたものである。文部省から派遣された留学生の総数は、1875（明治8）年以来、夏目が帰国した1901年度までの27年間で、317名（男性309名、女性8名）にすぎず²⁰、辞令が下りれば、『官報』

に掲載されて新聞や雑誌に報道された。それだけ国家にとって有用であるべきエリート人材だったが、当時の高等教育政策上の拡張は、予算と人数の増大をもたらすとともに、留学生の現状と問題への批判を招いた。1901年に新規程と細則が制定されたのも、「夥多の国費を投じ海外に派遣せる多数の留学生中にハ最初一年或ハ一年半位ハ品行も方正にして其指定学科をバ専心研究せるも留学時日の半ば過ぎに至るや彼等留学生ハ出願の当時提出せる誓書に違背せる行動即ち転学の出願を為す者あり或ハ専心指定学科を研究せざる者あり甚だしきに至つてハ留学半途自己の為め帰朝を出願する者等ありて其不都合少からざる」ためであった²¹。こうして留学生に対する風当たりが強まり、かれらへのまなざしが厳しくなるなかで、夏目はイギリス留学を経験し、その後も囚われの日々を送るのである。

2 文部省外国留学生に選ばれたいきさつ

五高教授の夏目に「英語研究ノ為満二年間英国へ留学ヲ命ス」との辞令が下りたのは、1900年の6月12日のことである。この日、文部省は夏目を含む26名を留学生に任命し、翌日の『官報』の「叙任及辞令」に発表した²²。この留学が決定するまでのいきさつについては、冒頭でふれた『文学論』の「序」において、夏目自身が語ったことがよく知られている。すなわち、「当時余は特に洋行の希望を抱かず、且つ他に余よりも適当なる人あるべきを信じたれば、一応其旨を時の校長及び教頭に申し出でたり。校長及び教頭は云ふ、他に適当の人あるや否やは足下の議論すべき所にあらず、本校は只足下を文部省に推薦して、文部省は其推薦を容れて、足下を留学生に指定したるに過ぎず、足下にして異議あらば格別、左もなくば命の如くせらるゝを穩当とすと。余は特に洋行の希望を抱かずと云ふ迄にて、固より他に固辞すべき理由あるなきを以て、承諾の旨を答へて退けり」ということである。

これによると、五高が夏目を文部省に推薦し、同省が承認・指定しているから、規程第1条の「選抜」の主導権は、五高側にあるようにみうけられる。ところが、これまで存外とみすごされがちだが、著名な晩年の講演「私の個人主義」では、「突然文部省から英国へ留学をしては何うかといふ内談のあつたのは、熊本へ行つてから何年目になりませうか。私は其時留学を断わらうかと思ひました。それは私のやうなものが、何の目的も有たずに、外国へ行つたからと云つて、別に国家の為に役に立つ訳もなからうと考へたからです。然るに文部省の内意を取次いで呉れた教頭が、それは先方の見込みなのだから、君の方で自分を評価する必要はない、兎も角も行つた方が好からうと云ふので、私も絶対に反抗する理由もないから、命令通り英国へ行きました」と述べている²³。

詳細は定かでないが、夏目が留学生に「選抜」されたのは、五高から「推薦」があったのは事実としても、それは文部省の「内意」を受けたものと考えられる。そう考えなければ、夏目が研究分野について同省に尋ねるといふ行動も理解しえない。ふたたび『文学論』の「序」によれば、「余の命令せられたる研究の題目は英語にして英文学にあらず。余は

此点に就て其範囲及び細目を知るの必要ありしを以て時の専門学務局長上田万年氏を文部省に訪ふて委細を質したり。上田氏の答へには、別段窮屈なる束縛を置くの必要を認めず、只帰朝後高等学校もしくは大学にて教授すべき課目を専修せられたき希望なりとありたり。是に於て命令せられたる題目に英語とあるは、多少自家の意見にて変更し得るの余地ある事を認め得たり」という。藤代の回想も、出発前の夏目が「今度留学生となるに就いて腑に落ちない廉を、専門学務局長に話して来たと言つた」ことを振り返り、「君が斯う云ふ際にも内に省みて深く慮る所があるのは、流石だと感じた」と述べている²⁴。

大学を卒業しても「英文学に欺かれたるが如き不安の念」が拭えなかった夏目にとって、「語学」としての「英語」研究か、「学術」としての「英文学」研究かの違いは雲泥の差があり、その後の「根本的に文学とは如何なるものぞと云へる問題」との格闘につながっていく。それに対して上田は、高等学校と大学を区別することなく、留学後の高等教育機関での専門教授を強調したわけであり、その時点では帰国後の夏目が五高に復帰するかどうか未定だったことがわかる。一見すると、研究の自由に言質を与えているようにもみえるが、留学の「官命」との間では、むしろ戸惑いをもたらすことになった。おのずとかれは、「自己の意思」と国家のミッションの契合点を探らざるをえなかったと考えられる。

3 文部省外国留学生心得・規程細則と留学生活

(1) 各種の義務事項と夏目の行動・動静

夏目が遵守・履行しなければならなかったのが、1893年に定められた全21条にわたる文部省外国留学生心得、そして1901年の規程改正によって制定された、全34条に及ぶ文部省外国留学生規程細則である。夏目の遺品中には発見・確認されていないが、これらは当然ながら各留学生に配付されている。各種の義務に備えて、かれがこの留学でつけはじめた日記をみると、1901年6月13日の条に「文部省ヨリ留学生表及規定^{マツ} 学資来ル」と記されているが²⁵、この「規定」は新規程および細則とみてまちがいない。心得と細則は留学生の義務事項を、発令から帰国したときまで逐条的に定め、その行動全般を方向づけるものである。夏目の場合について、あらかじめ概略を述べれば、つぎの通りである²⁶。

留学を命じられたらただちに「誓書」を提出し、留学地に着いたらすみやかに「到着届書」と「旅行日記」を提出、在留の公使・領事に「報告」しなければならない。就学の際には「就業届」、留学中は年2回の「申報書」の提出が義務づけられ、変更・転学や巡歴・旅行にも所定の手続きが必要だが、細則は心得よりも厳格な規定になっている。留学生の行動を想定したさまざまな規定が設けられているが、留学を終えて帰国したら「留学始末書」「旅行日記」「学業証書類」を提出しなければならない。そのうえ拙稿で指摘したように、文部省に提出する書類には精細なフォーマットが定められており、心得は条文に続いて全9号の書式、細則は第31条として3種の書式を掲げている。このことを踏まえながら、留学前後を含めた夏目の行動と動静を、以下に具体的に検証する。

1900年6月12日に留学が発令されると、夏目は「誓書」をしたため、五高から文部省に提出した。6月16日付で樺山資紀文相に宛てた誓書には、「今般英語研究ノ為満二年間英国留学被命候ニ付テハ留学中並ニ帰朝後トモ固ク御規定ノ旨ヲ遵奉シ誓ツテ違背不仕候仍テ誓書差出候也」と記されている。この年の五高の「職員進退」に筆写・記載されたもので、正本は6月19日に同校の庶務課から文部省の専門学務局に送付された²⁷。心得の第1条は、「外国留学ノ命ヲ受ケタルトキ直ニ第一号書式ノ誓書ヲ差出スヘシ」と定めており、その所定の書式をみると、夏目が忠実に宣誓したことがわかる。これが儀礼的な行為であることはいうまでもないが、そのエクリチュールとかれのその後の行動を考えると、形式的な手続きとして済ませることはできない。「出願の当時提出せる誓書に違背せる行動」が留学生に対する批判的になったことは、前述した通りである。

文部省からは、6月20日付で上田専門学務局長より、夏目の出発が9月初旬になることが通知された。詳細は定かでないが、「本省ノ都合」により出発時期が決められたようである²⁸。また同日付で学資金の支給について通知があり、「英国留学中一箇年金千八百円ノ割ヲ以テ学資ヲ給ス」と伝えられた²⁹。前述のように、この年額1800円は1898年に改正された規程による、学資金の限度額である。心得には学資金および旅費の細目と支給・受領の手続きが細かく定めてあり（第9～20条）、細則でもあらためて厳密に規定している（第6・18～20・22～26・29条）。当時の高等学校は9月学年始期制だったため、夏目は学年が終了する7月10日まで五高の校務に従事するが、留学の準備もしなければならず、多忙を極めた。そして同月中旬、かれは一家で熊本を引き払って帰京し、妻子は鏡子の実家である中根家の離れで暮らすことになった。留学後の職務は未定だったため、この帰京は帰国後の異動まで具体的にみすえたものではない。

9月8日、夏目は同じ留学生の藤代などとともに横浜を出航し、10月28日、かれらとは別れてロンドンに着いた。日記の10月30日条には、「公使館ニ至り松井氏ニ面会」とあり、この日にロンドンの日本公使館に出頭して、一等書記官の松井慶四郎に到着の報告をしたとみられる。心得の第3条で公使・領事への報告が義務づけられているためだが、文部省へ提出すべき「到着届書」と「旅行日記」についてはわからない。11月8日条の「公使館ニ至り学資金ヲ受取ル」にはじまり、学資金のことはかなりこまめに日記につけているが、金銭面で困窮・難渋したかれにとって、それが手続き上の備忘や確認にとどまらず、強い関心事だったことがうかがわれる。

夏目は留学中に5回も下宿先を替えたが、最初の宿に入って具体的な留学地の選定にかかった。『文学論』の「序」で振り返っているように、「着後第一に定むべきは留学地」であり、当初はオックスブリッジを候補として考えていた。だが実際にケンブリッジを訪ねたところ、「費用の点に於て、時間の点に於て、又性格の点に於て到底此等紳士の挙動を学ぶ能はざるを知つて彼地に留まるの念を永久に断てり」という。心得によると、旅行したときはすみやかに「届書」と「旅行日記」を提出しなければならないが（第6条）、そ

れらが実際に提出されたかどうかは定かでない。夏目は「語学練習」の「便宜」からロンドンにとどまることに決し、「文学の研究」のためにロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジでケア（W.P.Ker）教授の英文学を聴講するとともに、この教授の紹介によりシェイクスピア研究家だったクレイグ（W.J.Craig）の個人教授を受けることにした。心得では、学業に就いたときは「就業届」を提出しなければならないが（第4条）、これも発見・確認されていないために具体的なことは明らかでない。

ところが夏目は、ケア教授の聴講を1900年11月から2か月ばかりで辞めてしまう。正式に大学に学籍を置き、講義の履修登録をしていたわけではないが、理由は「予期の興味も智識をも得る能はざりしがため」であった。クレイグのもとには同じく11月から翌1901年の8月まで、月謝を払いながら毎週火曜に通ったが、それも滞りがちになって10月には断っているとみられる。夏目の留學生活の中心は下宿先での読書と自学であり、およそはじめの1年は「英文学に関する書籍を手にならせて読破」し、残りの1年は「文学」の必要性の解明のための「参考書」を購入、「余の有する限りの精力を挙げて」研究している。心得には「自己ノ選択」で修業先を決めた場合でも、これを「轉換」するときには「予メ文部大臣ノ許可」が必要だったが（第5条）、その手続きを行った形跡はない。

（2）研究報告義務への夏目の対応

そうなる問題になるのは、留学生に義務づけられた文部省への定期報告である。心得の第8条によれば、留学生は毎年1月と7月の2回、「申報書」を提出しなければならない、これまで紹介されたことのない、その指定された書式は図の通りである。細則になってもそれは変わらず、書式も基本的に同一である（第11・31条）。夏目の場合は心得に基づいて1901年1月、細則に基づいて同年7月と翌1902年の両月に提出する必要が生じる。都合4回のうち、現在知られているのは、①1901年1月31日付で松田正久文相宛に提出された1回目の申報書で、五高の「職員進退」の簿冊に編綴された写し、②1901年7月22日付で菊池大麓文相宛に提出された2回目の申報書で、五高の「復命書」と題する簿冊に編綴された写し、③1902年1月3日付で菊池文相宛に提出された3回目の申報書で、やはり五高の「職員進退」の簿冊に編綴された写しである³⁰。規定に従うなら、留學期間中最後の1通、1902年7月に提出されるべき4回目の申報書がなければならない。それが提出されながらも現存しないのか、あるいは未提出だったのかは不明である。3通は未見の資料ではないけれども、その書式との照合によって内容と特徴が浮き彫りとなる。

最初の申報書である①は、「従明治三十三年十一月至明治三十四年一月」のもので、留學当初の活動の實際をうかがい知ることができる。「修業所教師学科目等」欄には、「倫敦「ユニヴァーシチコレヂ」ニ於教授「カー」ノ英文学講義ヲキク「クレイグ」氏ニ就キ英文学ヲ脩ム 一月以後「ユニヴァーシチコレヂ」ニ出席セズ専ラ「クレイグ」氏方ニ至リ疑問ヲ質シ兼テ講義ヲ聴ク」とある。「入学金授業料」欄には、「「ユニヴァーシチコレヂ」

第五號書式(用紙へ文部省ヨリ交付ス)		至明治何年何月 申報書		修業所		教師學		科目等		入學金		授業料		旅行		試験		學位		賞		前諸項ノ外		緊要ノ事項					
宿所 某國某地某町何番地誰方(國字洋字并書)		何年何月何日某地某學校若クハ某所ニ入リ何月何日ヨリ何月何日迄教師某々氏ヨリ就キ某々學科ヨリ研修シ何月何日ヨリ現今ニ至リ迄於師某々氏ヨリ就キ某々學科ヨリ研修ス		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ		何年何月何日ヨリ何月迄何々ノ研究又ハ實驗ニ從事ス其成績何々又ハ其報告書(別紙)ニ記シ又ハ實績ノ結果成績ヲ	

図 申報書の書式(心得「第五号書式」)

(出所)「文部省外国留学生心得」頁なし、「帝国大学乾第一五六号 明治廿六年二月十七日」、「留学生関係書類 明治二十五、六、七年」(S0008/SS2/04、東京大学文書館蔵)。

ニハ訪問者ノ資格ヲ以テ聴講セル故授業料ハ拂ハズ「クレイグ」氏ニハ一回五「シリング」ヲ拂フ」とあり、「旅行休業」欄には、「ケムブリヂ」ニ趣キシモ就業前ナリ「クリスマス」前後通ジテ三週間休業」とある。「前諸項ノ外緊要ノ事項」欄には、「物価高直ニテ生活困難ナリ十五磅ノ留學費ニテハ窮乏ヲ感ズ大学講義ハ格別入学科授業〔料〕ヲ拂ヒ聴ク価値ナシ」と記され、末尾の「宿所」にはこのときの3番目の下宿住所が「国字洋字并書」で記してある。

これを書式と比べてみると、夏目はひと通り書いてはいるものの、いずれの項目も本来記すべき年月日や「洋字」の記述を欠き、「研究」や「旅行」に際し「別紙」として提出すべき、「顛末成績ヲ詳細記載」した「報告書」についての記述もない。その点で不十分な報告だが、他方で書式を外れたような記述もみうけられる。興味深いのは、「緊要ノ事項」として「窮乏」する「留學費」と「聴ク価値」のない「大学講義」への不満を書きつけていることである。書式上は「緊要ノ事項」に関する具体的な指示はないが、留學制度上の問題や要望を記すところではもちろんない。藤代への書簡では、「先達文部省へ申報書を

出した時最後の要件と云ふ箇条の下に学資輕少にして修学に便ならずと書てやつた」と述べているから³¹、それを承知のうえで直訴に及んでいる。早くも3か月にして、留学の制度・規定と夏目の思考・行動の間に亀裂と軋轢が生じているとってよい。

2回目の申報書である②は、「従明治三十四年一月至明治三十四年七月」のものだが、書式に照らせば簡略な記述にとどまっている。「修業所教師学科目等」には「クレイグ氏 W.J.Craig ニ就キ近世英文学ヲ研究ス」、「入学金授業料」には「一回毎々五シリングヲ拂フ（一週二回）」と記され、末尾の「宿所」は「ロンドン」とあるだけである。3回目の申報書である③は、「従明治三十五年八月至明治三十六年十二月」となっているが、正しくは「従明治三十四年八月至明治三十四年十二月」とみられる³²。ここでは「修業所教師学科目等」に「英語研究ノ外文芸ノ起原發達及其理論等ヲ研究ス 但シ自修」と記すのみで、「宿所」もやはり「ロンドン」だけである。2回目も3回目も日付の記載が一切なく、「研究」に従事した際の「成績」または「報告書」に関する記述もない。留学上の不服や難点を「緊要ノ事項」に書きつけるという、規格外のこともはやしていない。

ここで注目すべきは、夏目が文部省から報告義務の履行について注意を受けていることである。前述したように、1901年の6月に新規程と細則が届いているが、かれの日記にはその6日後の6月19日の条に、「文部省ヨリ手紙来ル學術研究ノ旅行報告ヲ慥ニスベシト云フコトナリ」と記されている。この「學術研究ノ旅行報告」はさしあたり申報書の①を指すとみられるが、それまでの各種の届出・報告義務に及んでいると考えることもできる。文部省としては厳格化された新規程と細則の送付に続いて、個別に必要な注意を与えたのではないかと思われる。『文学論』の「序」によると、かれが「一年余を經過し」て「下宿に立て籠り」、精力的に「文学」の存在意義の究明に取り組んでいる時期に、「報告書の不充分なる為め文部省より譴責を受けた」という。この「不充分」な「報告書」とは、申報書の③を指すと考えられる。夏目は①で文部省から注意を受けてもなお、②でその報告に改善がみられなかったため、さらに③で譴責を受けたものと推察される。

知られるように妻の鏡子は、「何でも留学生の義務として、文部省へ毎年一回づゝか、研究報告をしなければならないのださうですが、夏目は馬鹿正直に、一生懸命で勉強はしてゐるものゝ、研究といふものにはまだ目鼻がつかない。だから報告しろつたつて報告するものがない。しかも文部省の方からは報告を迫つて来る。そこで益々意地になつたのか、白紙の報告書を送つたとかいふことです」と回想する³³。実際に「白紙の報告書」を送りつけたとすれば、それは未発見の4回目の申報書のことではないかと考えられる。

たしかに確認される3通の申報書は、書式通りに各項目を子細に記述しているわけではないし、不備と欠落が目立つ報告になっているのはまちがいない。けれども夏目にしてみれば、「文学の研究」は期間を設けて積み上げ式で成果が出せるようなものではないため、日付などは割愛しつつ書きうるかぎりでも簡略に学修と研究の状況報告をしたということではないだろうか。それはけっして適当に済ませたのではなく、申報書が求めるエクリチャー

ルへの、ひざまずきながらの抵抗だったといえよう。留学生はアカデミアに所属して研究・実験に従事することが基本的な前提となっているために、夏目は深刻な矛盾と苦悩を味わわなければならなかったとみられる。『文学論』の「序」にいうように、「余の研究の方法」は「半ば文部省の命じたる条項を脱出せる」ものであり、一念発起して「六七ヶ月の間は余が生涯のうちに於て尤も鋭意に尤も誠実に研究を持続せる時期」だったが、それをすくい上げる枠組みも考え方も用意されていなかったというべきであろう。

留学終盤に夏目の精神的危機が文部省に伝わり、帰国の訓電が出たのは有名なエピソードだが、かれは「神経衰弱」に苦しんだとしても、けっして「狂気」に陥ったわけではない。かれは1902年の12月5日にロンドンを発ち、1903年の1月20日に帰国した。細則によれば、帰国時は「留学始末書」などの提出が義務づけられ、やはり詳密な書式が指定されている（第30・31条）。ここではあらためて、「往返発着」「修学景況」「学位卒業証書及褒賞」「右ノ外緊要ノ事項」について報告し、申報書での提出分を除いて、「研究」の「成績」または「報告書」を「別紙」として提出する必要があった。夏目の始末書は、かれが東京に帰った2日後の1月26日付で菊池文相に宛て提出されており、五高の「職員進退」の簿冊に写しが編綴されている³⁴。

申報書で注意と譴責を受けた夏目だが、この始末書でも「修学景況」は、ごく簡単にしか書かれていない。書式に即して記述内容をみると、かれはそのフォーマットを意識しながら、事実を逸脱しない必要なぎりぎり、報告の務めを果たそうとしている。『文学論』の「序」にあるように、留学中の夏目は、「到底、余の予想通りの善果を予定の日限内に収め難きを悟」り、「帰朝後十年を期して、充分なる研鑽の結果を大成し、然る後世に問ふ心得」であった。帰朝後の復命は必須としても、さしたる成果を上げていないかれにとって、それは大きな苦痛を伴うものだったにちがいない。

4 東京帝国大学への奉職と朝日新聞社への入社

(1) 講座担任教授の候補者として

夏目は帰国した1903年の3月末に五高教授を依願免官となり、4月に一高の英語の授業と東京帝大文科大学の講師を嘱託される。正規の職員でない講師については、1893年に改正された帝国大学令の第12条で、「必要アル場合ニ於テハ帝国大学総長ハ講師ヲ嘱託スルコトヲ得」と規定していた。かれの場合、五高退職後はその両職が奉職義務に当たる「文部大臣ノ指定スル職務」となり、新規の条文では「帰朝ノ日ヨリ其ノ留学期間ノ二倍ニ当ル期間」、つまり1907年1月20日までは「従事スル義務ヲ有ス」る。これを履行しなかったとき、「支給シタル学資及旅費ヲ償還セシム」る罰則規定が導入されていたことは、すでに述べた通りである。

夏目とともに出発した同じ文部省留学生をみると、一高教授だった藤代は、「独語」研究のため2年間ドイツに留学ののち、一高に在職のまま東京帝大文科大学講師を嘱託され、

1907年には京都帝大文科大学教授に任命されて、新設の西洋文学講座（独逸文学）を担当した。東京帝大文科大学助教授だった芳賀矢一は、「文学史攻究法」研究のため1年半ドイツに留学ののち、教授に昇任して1922年まで国語学国文学第二講座を担当、高等師範学校教授だった稲垣乙丙は、「農学」研究のため3年間ドイツに留学ののち、盛岡高等農林学校教授に任命され、1906年には東京帝大農科大学教授に就任して農林物理学・気象学講座を担当している³⁵。いずれも奉職義務を全うしながら講座担任教授になっているが、夏目の場合はどうであったのか。

『文学論』の「序」によれば、「帰朝するや否や余は突然講師として東京〔帝国〕大学にて英文学を講ずべき依頼を受けたり。余は固よりかゝる目的を以て洋行せるにあらず、またかゝる目的を以て帰朝せるにあらず。大学にて英文学を担当教授する程の学力あるにあらざる上、余の目的はかねての文学論を大成するに在りしを以て、教授の爲めに自己の宿志を害せらるゝを好まず。依つて一応は之を辞せんと思ひしが、留学中書信にて東京奉職の希望を洩らしたる友人（大塚保治氏）の取計にて、殆んど余の帰朝前に定まりたるが如き有様なるを以て、遂に浅学を顧みず、依托を引き受くる事となれり」という。東京帝大での英文学の担当も、夏目にとっては本意ではなく、けっして前向きではなかった。

夏目は熊本に帰りたくなくて、「東京奉職の希望」を友人らに訴えていたが、一高校長だった畏友・狩野亨吉によれば、「熊本から洋行して帰つたらすぐに一高へ出ると言ふのではまづいので、大学の方で欲しいといふことも理由となつて遂に一高へ来ることにきまつた」という³⁶。東京帝大では、日本に帰化して小泉八雲と名乗ったハーン（L.Hearn）の後任だったことは周知のことだろう。1903年の夏目の帰国直前、ハーンは文科大学長の井上哲次郎から契約更新は不可能と通知され、そのことが知れ渡ると英文学科の学生の間で留任運動まで起きて、一時は井上から夏目と講義を分担する折衷案が提案されたが、結局3月末日で講師を辞職する。総長を上回る高額な俸給を支払っていたハーンの退職に伴い、イギリス人のロイド（A.Lloyd）、夏目、東京高師教授の上田敏という、三人の講師が委嘱されるが³⁷、夏目はそれまで不在だった英語学・英文学の講座担任教授の候補者であった。この間の事情について、のちに井上はつぎのように述べている。

すなわち、「我が帝国大学に明治の初め多数外国人を招聘して教師として居つたのは日本の教授に不足があつたからで、その欠陥を補ふためであつた。しかし本格的にこれを云ふと、日本の大学の教授は皆日本人でなくてはならぬ。それで医科、法科、理科などといふ所では比較的早く外国教師を解雇し、外国人の教師は一人も無いやうになつた。何処もその方針で進んで来たのである。文科大学に於いても同様で、外国人の教師は次第に減じ、遂には無くなして、日本の教授が専ら各専門の学科を担当しなければならないといふのが本格的の考で、その方針で進んで来たのである」とし、「英文学の方でも教授の候補者として英国に留学中の夏目金之助（漱石）を迎へようといふ考であつた」という。しかし夏目については、「どうも英国で精神に異状を来して（中略）到底教授になれないであらう」

といった「風評」があったため、自宅に招いて「会談してみたところが、決してさういふ精神病者のやうな態度はなかつた」とされる³⁸。

井上自身、官費海外留学生を経験した日本人初の哲学担任教授だったが、かれの『巽軒日記』によると、夏目は2月から4月にかけて6回、かれのもとを訪ねている。このときはじめて「来訪」したのは、留学始末書を提出して8日後の2月3日であり、その後、同月14日と翌月6日、9日、28日、さらには4月3日にも「来訪」しているから³⁹、両者はすれ違う考えを抱きながら、英文学担当の「約束が出来」るまで、「会談」を重ねたことがうかがわれる。夏目は定員外とはいえ、五高に在官しているため、みずからの意思で異動しうるわけでない。夏目は井上を訪ねた3月9日、親友の一高教授の菅虎雄に書簡をしたため、「小生熊本の方愈辞職と事きまり候に就ては医師の診断書入用との事に有之候」として、「呉秀三君に小生が神経衰弱なる旨の診断書を書いて呉る様依頼」している⁴⁰。この診断書を添付した夏目の辞職願が、その後菊池文相に提出されて裁可された⁴¹。

井上の方は翌10日、五高校長の桜井房記に夏目の講師嘱託について照会しているが、本人から辞職願が出されて免官となる以上、桜井校長がそれに応じない理由はなかつた⁴²。診断書まで用意して依頼免官になったのは、一時恩給をみこして五高を退職しようという夏目の思惑が関係しているとみられるが、「東京奉職」を「殆んど余の帰朝前に定まりたるが如き有様」とうそぶいたのは、五高への後ろめたさも手伝っていると思われる。一見すると奇異に映る、五高教授の依頼免官のうえでの東京帝大の講師嘱託は、このようないきさつによるものである。4月になって文科大学長の井上は、ロイドと夏目の講師嘱託を総長の山川健次郎に稟請し、夏目には同月15日に発令された⁴³。

(2) 「大学屋」から「新聞屋」へ

ところが、1905年に世に出た『吾輩は猫である』が爆発的にヒットすると、夏目は知友・高浜虚子に宛てた書簡のなかで、「とにかくやめたきは教師、やりたきは創作。創作さへ出来れば夫丈で天に対しても人に対しても義理は立つと存候。自己に対しては無論の事に候」と、その本心を打ち明けるようになる⁴⁴。作品を相次いで発表して文壇の寵児となった夏目が、朝日新聞社から入社を打診されたのは、1907年の2月のことである。かれは3月に一高と東京帝大に解嘱を願い出て、4月に晴れて同社の小説記者となる⁴⁵。5月に発表した「入社の際」は、そのいきさつとかれの考えが率直に語られていて興味深い。

「大学を辞して朝日新聞に這入つたら逢う人が皆驚いた顔をして居る」が、なぜ「大学の様な榮譽ある位置を抛つて、新聞屋になつた」のか。夏目がいうには、「新聞屋が商売ならば、大学屋も商買」にほかならず、「只個人として営業してゐるのと、御上で御営業になるのとの差丈けである」。そしてみずからを振り返って、つぎのように続ける。すなわち、「大学では四年間講義をした。特別の恩命を以て洋行を仰つけられた二年の倍を義務年限とすると此四月で丁度年期はあける訳になる。年期はあけても食へなければ、いつ

迄も嚙り付き獅嚙みつき、死んでも離れない積でもあつた。所へ突然朝日新聞から入社せぬかと云ふ相談を受けた」という。「文芸上の述作を生命とする余にとつて是程難有い事はない、是程心持ちのよい待遇はない、是程名誉な職業はない」とかれは述べている⁴⁶。

ここにあるように、留学にかかる奉職義務は夏目の念頭に置かれており、その義務を果たしたことをかれは人びとに知らしめた。ただし、1907年の4月で「丁度年期はあける」と述べているのは、東京帝大と一高への着任から数えているのであろうが、上述のように規定を踏まえれば正確ではない。五高教授を依願免官したかれにしてみれば、「文部大臣ノ指定スル職務」はその時点で仕切り直しということかもしれない。前年には読売新聞社から入社を懇請されたが、こちらは条件が折り合わずに見合わせている。夏目にすれば、「最初から入社するには僕の方で夫丈のモチーフがなくてはならん（中略）何かそこには未来の危険を犠牲にする丈の強烈な事情がなくてはならん」とのことである⁴⁷。明言はしていないものの、このときはまだ服務期間が終わっていないため、その義務もまた「未来の危険」を構成する障壁になっていたと考えられる。

朝日新聞社への入社を打診されてほどなく、夏目は「大学より英文学の講座担任の相談」を持ちかけられている⁴⁸。当時東京帝大総長だった浜尾新によれば、文科大学で「夏目の力量がよく認められて来た結果、日本人の教授の問題が段々進む事になり」、「疾くから夏目の学識を認めてゐた私は、是非夏目を教授にしたいと思ひきめるに至つた」という⁴⁹。とはいえ1893年改正の帝国大学令第17条では、「教授ヲ欠ク場合ニ於テハ助教授又ハ嘱託講師ヲシテ講座ヲ担任セシムルコトアルヘシ」となっており、1897年制定の東京帝国大学官制第7条で、教授は「奏任又ハ勅任」と定められていたことを考えると、官等を失った夏目が講座担任でただちに教授になることができたとはかぎらない。もともと講座制は、「職務俸制との結合によって帝大内の教官待遇を合理化し、能力給的・業績給的性格を持ちこみ、そこに生氣をよみがえらせることを一つの眼目にしていた」が⁵⁰、夏目からすれば「大学教授は頗る手堅く安全のもの」であり、その担任は「隠居の様な教授生活」を送ることができることを意味した⁵¹。

かれは「多少躊躇」したようだが、その「講座担任の相談」をも引き合いに出して、「官吏」に劣らない待遇や「小生の随意」を前提とした条件を求めた。その交渉は周到かつ入念であり、委細を詰めて入社を決断している。妻の鏡子は、「こゝは謂はば一生の道の岐れ目なのですから、夏目も大事を取つて慎重に考へたやうです」と回想しており、留学をめぐっても、「ともかくこれで漸く義務を果たしたとかいつて、晴々した気持で大学の玄関を出て来たさうです」と述べている⁵²。「入社の際」の発表直後、かれは「十年計画」を前倒して「不愉快のうちに」まとめた『文学論』を刊行する。その「序」で語られた留学の顛末と経験はこれまでたびたび参照してきたが、この「学術上の作物」は本来申報書や始末書で「別紙」として提出すべき、文部省への研究報告書としての性格を帯びたものとみられる。かれにしてみれば、これは「御上で御営業」になる高等教育機関との決別

とともに、留学を命じた国家への「義理」を清算する意味をもったといえよう。

おわりに

朝日新聞社の専属となった夏目は、1908年に『三四郎』を連載・発表する。そのなかで与次郎が三四郎に差し出した新聞記事の内容を、つぎのように書いている——「大学の外国文学科は従来西洋人の担当で、当事者は一切の授業を外国教師に依頼してゐたが、時勢の進歩と多数学生の希望に促がされて、今度愈本邦人の講義も必須課目として認めるに至つた。そこで此間中から適當の人物を人選中であつたが、漸く某氏に決定して、近々発表になるさうだ。某氏は近き過去に於て、海外留学の命を受けた事のある秀才だから至極適任だらう」⁵³。「広田先生ぢや無かつたんだな」と三四郎は与次郎に返しているが、この一節が文部省外国留学生としての夏目の経験と重ね合わされているのは明らかである。

もちろんここで述べられているいきさつは、ハーンの後釜に座った夏目の場合と完全には一致しないが、いまや「大学の外国文学科」でさえ外国人教師から日本人教師にすぎ替えて、高等教育体制の国家的自立を図ろうとしていることをかれはよく承知していた。

『三四郎』という作品が「外部との流通性を断たれた一種の迷宮＝ユートピア」としての東京帝国大学を戯画化し、留学経験のない広田先生がその矛盾を抱え込みながら三四郎の知を揺さぶり続ける「異端者」だとすれば⁵⁴、このなげない一節は官命による「海外留学」を遠巻きに揶揄し、夏目が当事者としてその虚妄性を告発していることになるだろう。

本論でみたように、これまで等閑に付されてきた文部省の留学制度に着目すれば、夏目の留学は官僚的な統制・管理が強化される時期に際会し、国家的なミッションの遂行を図るべく行動全般が規制された。出発前から帰国後にいたるまで、さまざまな義務事項が定められ、夏目はその遵守と履行が求められたが、文部省に提出すべき報告書類を、その厳格・細密なフォーマットと突き合わせてみると、かれの「文学の研究」とは葛藤を深めていく様子がかがわれた。その代償として文部省からは注意や譴責を食らうことになるが、かれは反復されるエクリチュールを通じた自発的服従にも抗いながら、のちの講演「私の個人主義」で強調する「自己本位」のとはば口に立ちえたといえる。

夏目は五高教授を依願免官になり、一高と東京帝大の講師となって、留学に伴う奉職義務を果たす。東京帝大の文科大学で英文学の講師を嘱託されたのは、将来的な日本人の講座担任教授としてであった。それは東京帝大の「国家体制からの相対的な自立」が進むなかで可能になった人事とあってよい⁵⁵。しかし日本人が英文学を教育・研究することの困難を痛感していた夏目からすれば、それは「自己の宿志」を害するものにはかならず、「大学屋」も「御上で御営業になる」商売だった。かれは朝日新聞社への入社と『文学論』の上梓によって、ようやく国家／大学との関係を解消することができたとみられる。その意味で文部省外国留学生とは、かれにとって生きられた制度だったのであり、この経験をみすえなければ、漱石留学の本質と意義をつかむことはできない。

註

- 1 夏目金之助『定本漱石全集』第14巻（文学論）、岩波書店、2017年、12～13頁。以下、この『文学論』の「序」（同前、3～15頁）からの引用は、出所の注記を省略する。
- 2 漱石留学を扱った主要な著作として、江藤淳『漱石とその時代』第2部（新潮社、1970年）、角野喜六『漱石のロンドン』（荒竹出版、1982年）、稲垣瑞穂『夏目漱石ロンドン紀行』（清文堂、2004年、原著1990年）、出口保夫『漱石と不愉快なロンドン』（柏書房、2006年、原著1982年）、末延芳晴『新装版 夏目金之助ロンドンに狂せり』（青土社、2016年、初版2004年）。
- 3 村田由美・岩本晃代「夏目漱石関係旧制第五高等学校資料について」（熊本近代文学研究会編『方位』第19号、1996年）、村田「漱石新資料 もう一枚あった漱石の「申報書」」（『方位』第26号、2008年）、同『漱石がいた熊本』（風間書房、2019年、第6章）。
- 4 辻直人『近代日本海外留学の目的変容——文部省留学生の派遣実態について』東信堂、2010年、第1部。
- 5 西川祐子『日記をつづるといふこと——国民教育装置とその逸脱』吉川弘文館、2009年、第1章。
- 6 米田俊彦編著『近代日本教育関係法令体系』港の人、2009年、65～67・89～93頁。
- 7 以下、改正を含めた規程の条文は、『官報』第2822号（1892年11月22日、234頁）、同前第5318号（1901年3月29日、489頁）、前掲『近代日本教育関係法令体系』（549～550頁）。
- 8 文部省専門学務局編刊『明治三十五年三月三十一日調 文部省外国留学生表』1902年、17～18頁、巻末別表。
- 9 前掲『近代日本海外留学の目的変容』、第1・3章。同書巻末の「文部省留学生一覧表」によると、高等中学校の時期を含めて高等学校教官からの留学生は、夏目と藤代が派遣されるまでに20名ほど先行していることが確認される。
- 10 藤代素人「夏目君の片鱗」、猪野健二編『定本漱石全集』別巻（漱石言行録）、岩波書店、2018年、100頁（初出1917年）。前掲『漱石がいた熊本』（285～287頁）には言及がない。
- 11 「文部省外国留学生規程中ヲ改正ス」、『公文類聚』第二十二編・明治三十一年・第二十四巻・学事・学制、第十号（国立公文書館蔵）。
- 12 「文部省留学生の学資増加」、『教育時論』第462号、1898年2月、24頁。
- 13 「文部省外国留学生規程中ヲ改正ス」、『公文類聚』第二十三編・明治三十二年・第二十八巻・学事・学制、第廿一号（国立公文書館蔵）。
- 14 夏目鏡子述、松岡讓筆録『漱石の思ひ出』（岩波書店、1929年、100頁）、荒正人著、小田切秀雄監修『増補改訂 漱石研究年表』（集英社、1984年、228頁）、小宮豊隆『夏目漱石』中（岩波書店、1987年、104頁）、など。
- 15 前掲「文部省外国留学生規程中ヲ改正ス」、『公文類聚』第二十二編。
- 16 「一〇二 第五高等学校教授夏目金之助」、「職員履歴」明治20～大正9年（熊本大学五高記念館蔵）。
- 17 前掲「夏目漱石関係旧制第五高等学校資料について」、111頁。
- 18 前掲『漱石の思ひ出』、97～98頁。前掲『夏目漱石』中（118頁）をはじめ、漱石研究では「留守手当」ともいわれてきた。
- 19 前掲『漱石がいた熊本』（306頁）は、「二年間の官費留学をした漱石は、官立学校で四年間働く義務があり、第一高等学校嘱託、東京帝国大学講師となった」と述べているが、正確には「官立学校」に限定されていたわけではなく、一高でも東京帝大でも嘱託の講師である。
- 20 「文部省外国留学生」、『東京朝日新聞』1902年3月23日、第2面。

- 21 「留学生規程制定の理由」、『読売新聞』1901年4月9日、第3面。これは文部省の理由の説明である。
- 22 『官報』第5082号、1900年6月13日、170～172頁。
- 23 夏目金之助『定本漱石全集』第16巻（評論ほか）、岩波書店、2019年、608頁。
- 24 前掲「夏目君の片鱗」、100頁。
- 25 夏目金之助『定本漱石全集』第19巻（日記・断片上）、岩波書店、2018年、87頁。以下、日記は同書（日記1は14～30頁、日記2は43～103頁）を参照するが、日付を明記して引用の注記は省略する。
- 26 以下、心得の条文は、「帝国大学乾第一五六号 明治廿六年二月十七日」、「留学生関係書類 明治二十五、六、七年」（S0008/SS2/04、東京大学文書館蔵）、細則の条文は、『官報』第5325号（1901年4月8日、138～141頁）。
- 27 「第六一号 夏目教授誓書文部省専門学務局へ送付ノ件」、「明治三十三年 職員進退」（熊本大学五高記念館蔵）。前掲「夏目漱石関係旧制第五高等学校資料について」（108頁）、村田秀明・谷口綱枝「熊本時代の漱石年譜」（『方位』第19号、1996年、253～254頁）、夏目金之助『漱石全集』第26巻（別冊中、岩波書店、1996年、271頁）などに翻刻・掲載されている。前掲『漱石がいた熊本』（285頁）は、「誓書」は「文部省外国留学生規程」によって留学を命じられたものは「七日以内ニ誓書ヲ差出スヘシ」と決められている」としているが、これは誤りである。村田が指摘したのは1901年の規程細則の規定であって、夏目が提出したのは1893年の心得によるものである。
- 28 「外国留学出発時期指定書」1900年6月20日（資料番号820/133）、県立神奈川近代文学館「夏目漱石資料デジタルアーカイブ」（<https://www.kanabun.or.jp/souseki/>）。
- 29 「英国留学中学費支給書」1900年6月20日（資料番号820/134）、前掲「夏目漱石資料デジタルアーカイブ」。
- 30 ①は「明治三十四年 職員進退」（番号・件名なし）、②は「自明治三十二年至同三十六年 復命書」（番号・件名なし）、③は「第一三号 夏目教授申報書」、「明治三十五年 職員進退」で、いずれも熊本大学五高記念館蔵。これらは前掲「漱石新資料 もう一枚あった漱石の「申報書」、前掲『漱石がいた熊本』（294～299頁）、夏目金之助『定本漱石全集』第26巻（別冊中、岩波書店、2019年、284～289頁）に翻刻・掲載されているが、村田は「三通の報告書は、漱石の苛酷な留學生活を証明」するものとして扱うにとどまっている。夏目に関する五高関係資料の概要は、前掲「夏目漱石関係旧制第五高等学校資料について」に紹介されているが、本稿ではそこに記載のない各簿冊の番号・件名の情報を付した。文部大臣が提出先になっている申報書の写しが五高にあるのは、夏目が留學中も同校に在官していることと関係し、編綴されている簿冊が不統一なのは、それまで同校からの留學生が少数（高等中学校の時期を含めて4名）で、このときは関係文書の編製・管理の方式が一定していなかったためではないかと考えられる。
- 31 書簡234、夏目金之助『定本漱石全集』第22巻（書簡上）、岩波書店、2019年、232頁、1901年2月5日付。
- 32 前掲『漱石がいた熊本』、296頁。
- 33 前掲『漱石の思ひ出』、123～124頁。
- 34 「第一三号 夏目教授留學始末書」、「明治三十六年 職員進退」（熊本大学五高記念館蔵）。岡三郎「新資料・漱石の「英国留學始末書」その他をめぐって」（『青山学院大学文学部紀要』第25号、1984年）、夏目漱石『漱石全集』第18巻（補遺、1986年、22頁）などに翻刻・掲載されているが、従来この資料は「往返発着」の記述から、帰国直後の夏目が熊本に立ち寄ったかどうかに関心がもたれてきた。
- 35 渡辺實『近代日本海外留學生史』下（講談社、1978年、798～804頁）、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』部局史1（東京大学、1986年、714～716・767～768頁）、同『東京大学百年史』

- 部局史2（東京大学、1987年、867～868頁）。
- 36 狩野亨吉「漱石と自分」、前掲『定本漱石全集』別巻、12頁（初出1935年）。
- 37 関田かをる『小泉八雲と早稲田大学』（恒文社、1999年、第1章）、前掲『東京大学百年史』部局史1（744～745頁）。関田（37～39頁）によると、『東京帝国大学第十三年報 明治三十一年』の記述から総長は年俸4000円だったが、「八雲の場合は、週12時間を担当して1カ月400円（明治29年9月～34年3月）」であった。
- 38 井上哲次郎『懐旧録』春秋社松柏館、1943年、253～254頁。
- 39 東京大学史史料室編刊『巽軒日記——自明治三三年至明治三九年』2012年、46～48頁。ただし原本（F0005/01/0005、東京大学文書館蔵）を確認すると、3月6日条の「丹羽雄九郎、夏目金之助来訪す、」の記述が翻刻から脱落している。前掲『小泉八雲と早稲田大学』、43～44頁、参照。
- 40 書簡281、前掲『定本漱石全集』第22巻、291頁。
- 41 「第五高等学校教授夏目金之助依願本官被免ノ件」、『任免裁可書』明治三十六年・任免巻八、第十三号（国立公文書館蔵）。
- 42 前掲「新資料・漱石の「英国留学始末書」その他をめぐって」、10～11頁。前掲『巽軒日記』（47頁）の3月10日条には、「書状を桜井房記に送る」とある。
- 43 「一六六 アーサー、ロイドニ三十七年三月マテ文科大学講師囑託並月手当金夏目金之助ニ同講師囑託及年手当金」、「職員進退録 明治三十六年 二冊の内（甲）」（S0018/SS01/0035、東京大学文書館蔵）、42「四月十五日本学」、「職員進退録 明治三十六年」（S0018/SS02/0022、同前）。ロイドは月手当250円、夏目は年手当800円となっている。
- 44 書簡488、前掲『定本漱石全集』第22巻、430～431頁、1905年9月17日付。
- 45 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史』明治編（朝日新聞社、1990年、第12章第1節）、江藤淳『漱石とその時代』第3部（新潮社、1993年、第24章）。
- 46 前掲『定本漱石全集』第16巻、61～62頁。
- 47 書簡737、前掲『定本漱石全集』第22巻、645頁、1906年11月16日付滝田樗陰宛。
- 48 書簡824、夏目金之助『定本漱石全集』第23巻（書簡中）、岩波書店、2019年、29頁、1907年3月4日付坂元雪鳥宛。
- 49 浜尾新「大学と漱石」、前掲『定本漱石全集』別巻、150頁（初出1917年）。
- 50 寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』評論社、2000年、405頁。
- 51 書簡827、前掲『定本漱石全集』第23巻（32頁、1907年3月11日付坂元雪鳥宛）、前掲、書簡824。
- 52 前掲『漱石の思ひ出』、210～211頁。
- 53 夏目金之助『定本漱石全集』第5巻（坑夫・三四郎）、岩波書店、2017年、561頁。
- 54 一柳廣孝「『三四郎』の東京帝国大学」、小森陽一・石原千秋編『漱石研究』第2号、1994年、53～55頁。
- 55 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史2、東京大学、1985年、4頁。

付記

資料調査に当たり、熊本大学五高記念館、東京大学文書館にお世話になった。記して謝意を表したい。

（ひらた ゆうじ 筑波大学人間系）